

第6章 団体・事業者等による地域福祉活動の展開

6-1 関係団体・福祉事業者会議

1 概要

(1) 背景と趣旨

すべての人が住民のひとりとして地域で参加し暮らしていく地域社会づくりのためには、同じ地域に住む住民による支え合いに加えて、暮らす地域は異なりますが、活動の目的を共有する人たちが集まっているボランティア団体や福祉事業者、その他NPOなど、民間組織の力との連携、協働を促進することが求められます。

本計画では、関係団体・福祉事業者会議を開催することで、福祉関係団体や福祉事業者、町内福祉委員会などの協働に関して、求めていることと提供できる知識や技術等を抽出し、協働の取組みを創出するとともに、連携を促進することを目指しました。

(2) 内容

高齢者及び障害児者、子育て関係等のボランティア団体、当事者団体、福祉関係事業者など計28団体に参加いただき、次の内容で開催しました。

表6-1 関係団体・福祉事業者会議の参加団体

- | | |
|---|-------------------------------|
| ① | 社会福祉法人愛知慈恵会 特別養護老人ホーム小川の里 |
| ② | 社会福祉法人安祥福祉会 特別養護老人ホームあんのん館・福音 |
| ③ | 社会福祉法人紘寿会 特別養護老人ホームひがしばた |
| ④ | 愛知県厚生農業協同組合連合会 介護老人保健施設あおみ |
| ⑤ | 社会福祉法人愛知慈恵会 あかねぞら大黒・恵比須 |
| ⑥ | 株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター東明町 |
| ⑦ | 株式会社恵華 けいかデイサービス |
| ⑧ | 株式会社碧介護サービス デイサービスみどり |
| ⑨ | 社会福祉法人ぶなの木福祉会 ぶなの木工房 |
| ⑩ | 社会福祉法人ポテト福祉会 ポテトハウス |
| ⑪ | 社会福祉法人ぬくもり福祉会 ぬくもりの郷 |
| ⑫ | 社会福祉法人聖清会 ハルナ |
| ⑬ | 特定非営利活動法人こすもす畑 ロゼ |
| ⑭ | 特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城 |
| ⑮ | 特定非営利活動法人C o . m i m i |
| ⑯ | 特定非営利活動法人育て上げネット中部 虹の会 |

- ⑯ ふれあい「えのき」
- ⑰ 花かご
- ⑲ 住吉町楽寿会
- ⑳ コープ野村芙蓉会
- ㉑ 鹿乗末広会
- ㉒ 井畠若葉会
- ㉓ サークル*くるくる
- ㉔ 安城市障害児・者の自立を支援しあう会「ぱれっと」
- ㉕ ゆうき少年団
- ㉖ 安城養護学校父母会 さくら会
- ㉗ 精神障害のある人安城地域家族会「ぶなの木会」
- ㉘ 安城市民生委員児童委員協議会（高齢者部会、障害者部会）

表6-2 関係団体・福祉事業者会議の日程及び内容

第 1 回	日 程	平成25年6月21日（金）
	内 容	各団体が抱えている「事業・活動上の困りごと」の抽出及び地域や他団体と「一緒に取り組みたいこと」「支援して取り組みたいこと」「支援してほしいこと」などの意見交換
第 2 回	日 程	平成25年7月5日（金）
	内 容	協働による地域福祉活動の事例紹介、「お困りごと」モデル事例の紹介 問題解決のためのマッチングの具体例のためのアイデア出し作業
第 3 回	日 程	平成25年8月1日（木）
	内 容	「地域福祉マッチング交流会」 ※交流会の詳細は、資料編〇〇ページをご覧ください。
第 4 回	日 程	平成25年9月6日（金）
	内 容	地域福祉マッチング交流会における成果報告 地域福祉活動宣言の発表



2 会議の成果及び今後の取組み

会議中で実施した「地域福祉マッチング交流会」では、参加団体間で実際に他団体のニーズに応えられる事例が生まれるなど具体的な成果があったほか、参加した町内福祉委員会関係者からは、アンケートで今後も継続して実施して欲しいとの回答を多数いただきました。また、福祉施設による介護教室などへの講師派遣や相談への対応、障害児者に関する助言や相談の機会提供など具体的に地域のためにできることの提案が多く出されました。今後は、これらの情報を地域につないでいくことで地域福祉の推進を進めていきます。

また、この会議での意見や提案をもとに、本計画では次の新規施策を実施します。

(1) 連携、協働のための福祉関係団体調査【第4章：1-2-(2)-①P59】

町内福祉委員会やボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなど組織、団体の地域福祉活動への参加意向や求めていること、提供できることなどを把握するための調査を実施します。

(2) 福祉事業者、関係団体等の交流会事業【第4章：1-2-(2)-②P59】

民間の知識や技術などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進していくため、町内福祉委員会やボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなど多様な団体、組織が、お互いに有益な情報交換や協力関係を構築できる場づくりとなる交流会を継続して実施します。

(3) 交流会フォローアップ事業【第4章：1-2-(2)-③P60】

交流会に参加した町内福祉委員会やボランティア団体、福祉事業者、福祉関係団体、その他NPOなどの団体を相互に結び付けるため、交流会終了後、市社協や地区社協が、重点的にコーディネートを取り組みます。

6-2 地区民生委員児童委員協議会における取組み方針

民生委員、主任児童委員により概ね中学校区ごとに構成される地区民協では、次の取組み方針を掲げて活動を推進します。

■東山地区民協

方針	内容
①住民の安全、安心な暮らしに貢献	住民一人ひとりの立場に立って相談に応じ、市や福祉事業者と協力して安全、安心な暮らしを送るための支援活動を充実する。
②災害時要援護者の支援体制の充実	ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、災害時に支援を必要とする要援護者に対してきめ細かい支援体制を確立する。
③より住みよい町づくり	子育て家庭や高齢者世帯などに対して日常的な見守りとふれあい活動を充実し、孤立や孤独に悩む人を支援する。

■中部地区民協

方針	内容
①災害時要援護者の支援体制の充実	災害時要援護者との交流会や懇談会等を開催し、当事者の問題解決につなげる取組みを行う。また、地域支援者の確保に向けた取組みを行う。
②町内会、町内福祉委員会との協働による地域での見守り活動、支援活動の充実	町内会や町内福祉委員会と連携を密にし、要援護者の状態及び地域の課題について情報収集を行い、地域での見守り活動の体制づくりの強化を図る。
③愛の一聲、声かけ、あいさつ運動の実践	学校の上下校時や町内における各種行事等において、地域全体で積極的にあいさつを交わす取組みを行う。

■作野地区民協

方針	内容
①災害時要援護者の支援体制の充実	ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、災害時に支援を必要とする要援護者に対してきめ細かい支援体制を確立する。
②町内福祉委員会との協働による支援活動の充実	暮らしの困りごとや地域課題に地域ぐるみで対応できるように、町内福祉委員会と協働による支援活動の充実を図る。
③地域におけるあいさつ、声かけ運動の実践	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に声をかけあい住民同士の交流が深まるように、あいさつを大切にした取組みを進める。

■中央地区民協

方針	内容
①安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献	町内会や町内福祉委員会、地区社協との協働を通じて、孤立や孤独に悩む家庭を地域社会からなくす活動を行う。
②子どもを守る取組みを推進	児童虐待を未然に防ぐため、乳幼児健診未受診世帯の状況把握に努める。地域の学校、保育所と緊密に連携を図り子どもの安全を図る。また、子どもの犯罪被害を防ぐための活動を推進する。
③災害時要援護者の支援体制の確立	ア 災害に備えて、避難訓練及び避難所開設運営訓練を関係機関と連携して行う。 イ 災害発生時の安否確認のため、日ごろの地域での見守り活動を通じて要援護者の情報を集約する。

■安祥地区民協

方針	内容
①ひとり暮らし高齢者や障害のある人への支援	認知症や身体的な衰えなどのあるひとり暮らし高齢者や障害のある人など不安を抱えた住民に対し、関係機関や団体と連携して見守りを行う。
②災害時一人も見逃さない運動の推進	町内福祉委員会が実施する地域見守り活動推進事業を協働で行い、地域事情をきめ細かく把握する。また、災害時要援護者支援台帳の情報の更新を支援する。
③地域における子育て支援	下校後の居場所としての児童センターや公民館、児童クラブにおいて交流を図る。また、あいさつ運動を推進し、地域ぐるみで子育てを支援していく。

■西部地区民協

方針	内容
①要援護者、ひとり暮らし高齢者の見守り活動の強化	ア ひとり暮らし高齢者を定期的に訪問し、安否確認を行う。 イ 安心キットの緊急連絡先などの記載内容を定期的に確認するとともに情報更新を支援し、日ごろの活動に活用する。
②災害時一人も見逃さない運動の推進	ア 自主防災組織と連携して、避難・救助訓練に積極的に参加する。 イ 日ごろから安否確認や避難経路、避難場所の確認を行い有事に備える。
③子どもの安全、安心を見守る活動の推進	ア 学校との連携を密にして情報の共有に努め、関係機関と協力し問題の早期発見、解決にあたる。 イ 子どもの登下校の安全確保に関係機関と協力し活動する。

■明祥地区民協

方針	内容
①災害時要援護者の支援体制の充実	日ごろの支援活動や災害時に備えて災害時要援護者支援台帳を整備し地域支援者に協力を要請するとともに、自主防災組織、民生委員及び地域支援者によるネットワークを構築する。
②関係機関との連携による地域課題解決の推進	地域課題に対しては、民生委員、主任児童委員と市や地区社協、在宅介護支援センターと連携を密にして情報共有を図り、地域課題の把握、解決に努める。
③地域との連携の推進	地域の課題を解決するために、民生委員と町内の様々な組織や団体が連携し調整を図りながら、身近な生活課題に対してきめ細かく対応していく。

■桜井地区民協

方針	内容
①災害時一人も見逃さない運動の推進	ア 災害時要援護者支援台帳や救急医療情報キット（安心キット）を定期的にチェックし更新することで、要援護者支援に有効活用する。 イ 中学生を含めた多様な住民が参加する避難訓練を自主防災組織と協力して行い、地域の防災力を高める。
②ひとり暮らし高齢者の孤立防止活動の推進	ア サロンやおしゃべり会、ラジオ体操等を通じての見守り活動やふれあい交流会を町内福祉委員会と協力して行う。 イ 様々な福祉サービスの情報をわかりやすく提供する。 ウ 新聞や乳酸菌飲料などの宅配事業者と連携して、ひとり暮らし高齢者の見守り活動を充実する。
③明るい地域・安全安心なまちづくり運動	ア 子どもや高齢者をはじめ、住民同士の声かけ、あいさつ運動を推進する。 イ 町内福祉委員会や老人クラブ、子ども会、学校見守り隊などと連携して明るいまちづくりを推進する。